



写真左から伊東氏、小川氏、佐藤氏、西尾氏

【参加者】

伊東税理士事務所
税理士
伊東 正智氏

小川雅弘中小企業診断士事務所
中小企業診断士
小川 雅弘氏

司法書士佐藤・池永合同事務所
司法書士
佐藤 大輔氏

行政書士西尾法務事務所
行政書士
西尾 俊氏

アベノミクス効果による景気持ち直しによって、リーマンショックや東日本大震災の影響で厳しかった創業環境にもようやく明るい兆しが見えてきた。

そこで、今回は経済活力の源となる創業件数が増加しつつあることを踏まえ、事業立ち上げ前や創業初期において気をつけるべきポイントについて話を聞いた。

Q. 創業期においては経営上、どのようなことに気をつけるべきだと思いますか。

西尾 「許認可」については強く意識してほしいと思います。事業を始めるにあたり、役所の許認可がなければできないことがあります。許認可を受けるには、クリアすべき様々な基準が定められていますし、その中でも、この場所で事業ができるかどうかという問題は常についてまわります。

例えば、第一種低層住居専用地域という用途地域において、一般貨物自動車運送事業を始められるかという基本的にはできません。役所はどの用途地域で事業をするのか、きっちりと確認を取りますので、営業所・休憩施設・車庫を設けて申請しても許可が下りないことになります。

事業ができる場所かどうかの確認を怠り、事業を先に進めしまうとあとで大変なことになります。

佐藤 「不正競争」についても注意が必要です。

屋号、商品、サービスなどの名前に、すでに世間で知られている他社のものを模倣したり、商品の形を真似ると、販売の差止め請求や、損害賠償請求を受ける可能性があります。また、刑事上の罰を受ける場合もありますので、注意が必要です。

伊東 当たり前の話ですが、「期限内にキチンと届け出を提出する」ことも大切です。例えば、青色申告は、欠損金の繰越控除や、所得控除、特別償却など様々な税務上の特典があります。融資を依頼する場合でも、白色よりも青色の方が金融機関の心証はずっと良くなります。

ただし、これらの申請書には提出期限があり、個人の場合は事業開始後2ヵ月以内、法人の場合は設立後3ヵ月以内となっています。期限を過ぎてしまうと、青色の適用が1年遅れますので要注意です。

小川 私は「事業計画の作成」が重要だと思います。事業計画の重要性を理解いただくために、いつも「桃太郎」を例えに説明しています。桃太郎には「鬼退治」という強い志（経営理念や社是）と明確な目標があった。それをのびりに記して見える化し、理念に共感する優秀な人材（犬・猿・キジ）を集めた。そして、組織で意思統一を図り、適材適所に人材を配置して大きな事業を成し遂げた。このようなストーリーが事業計画には必要だと思います。

「強い志（経営理念や社是）と明確な目標」が定まっていないと、事業はなし得ないと思っています。

伊東 そうですね。そして事業を開始したら、事業活動がうまくいっているか、儲かっているかを自分で評価する必要があります。評価には最低限の会計知識を身につけなければなりません。せっかく立てた計画が順調に進んでいるか、改善点があるかという風に。

佐藤 利益の確保という観点からすると、せっかくの売上げも代金を回収するまでは安心できません。少額の債権回収は、費用倒れになることもありますし、請求しないで長期間放置していると消滅時効にかかることもあります。

Q. ある程度、商売が軌道に乗り事業規模が拡大してくると「法人成り」を検討することもあるかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

伊東 「会社をつくったから税理士を探している」というパターンで、仕事をいただくことが多々ありますが、その際いつも「決算期や資本金を決める前にお会いしたかったなあ」と思います。

例えば決算期についてですが、法人の場合、決算期はいつでもよいのですが、「区切りがいいから」という理由で3月を選ばれることが多いと感じます。しかし、決算作業はわれわれ税理士にとってとても重要な業務であり、作業量も膨大となります。一時に仕事が集中すると手薄になる部分がでてくることは否めません。法人を設立する前に、税理士と一緒に決めてもらいたい事項ですね。

佐藤 一口に法人といっても、いろんな種類があります。営利目的であれば、株式会社・合同会社・有限責任

事業組合（日本版LLP）が候補に挙がります。一方、非営利なら、一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人の設立が考えられます。どの法人を選ぶかによって様々なメリット・デメリットがありますので、事前によく検討してほしいですね。

また、複数で共同して会社を設立されるなら、社長になったのに自分の思い通りにならないということ避けるために持分比率などにも気をつけてください。許認可を取得されるなら、資本金の額などにも注意が必要なので、行政書士に相談しながら進めることも多いです。

西尾 資本金額についてはよく質問を受けます。株式会社・合同会社は、資本金が1円以上で設立できますので、迷われることが多いようです。許認可で資本金に注意しなければならないものとしては、例えば一般貨物自動車運送事業等があります。事業を始める所要資金の50%以上は自己資金で賄う必要がありますので、所要資金が500万円であれば250万円以上は資本金とすべきでしょう。

伊東 金額によって税額が変わったり、税務上の恩恵を受けられなくなることもあります。会計理論上、「資本金は多いほどよい」とされていますが、実務上は本当に複雑です。資本金の金額についても専門家に相談した上で決定することをお勧めします。

小川 様々な意見がでてきましたが、「何かを始める」時には悩まれることがたくさんあると思います。そういう時には、迷わず商工会議所の経営指導員や専門家に相談してもらいたいと思います。

貴重な意見をいただきありがとうございます。

サムライ神戸ネットワーク

神戸商工会議所が運営する士業者ネットワーク組織で、約250名が登録しています。経営に関する問題の解決や的確なアドバイスが必要な際には、士業者を検索できる専用サイトやガイドブックを是非ご利用ください。また、どの士業の誰に相談すればよいかわからない方は、各支部の経営相談員にお気軽にご相談ください。

